

# インフルエンザ予防接種費用を助成します



## 子どもインフルエンザ予防接種

【対象者】 町内に住所を有する、生後6か月から年度末の年齢が18歳までのお子さま

※平成18年4月2日～令和6年7月31日生まれ(生後6か月到達後から対象)

生後6か月～18歳



【接種期間】 令和6年10月1日(火)～令和7年1月31日(金)

【接種回数】 ・生後6か月以上13歳未満：2回(接種間隔2～4週間)

・13歳以上：1回

【助成額】 接種費用の全額

【接種場所】 町内医療機関(ありが)が医院、加藤医院、花岡医院、山本内科医院、今庄診療所、河野診療所

※お子さまの療養上、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、町内医療機関外で助成を受けられます。あらかじめ保健福祉課へご相談ください。

【接種方法】

- ①町内医療機関へご予約ください。  
※対象者が16歳未満の場合は、原則保護者の同伴が必要です。
- ②予防接種当日は、次のものをお持ちください。  
・母子健康手帳  
・健康保険証(氏名や生年月日などが確認できるもの)  
・子どもインフルエンザ予防接種予診票(記入済み)
- ③南越前町子どもインフルエンザ予防接種費用助成金(代理受領委任)申請書兼請求書(記入済み)
- ④同意書(13歳～15歳のお子さまで、保護者が同伴できない場合に必要)

## 妊婦インフルエンザ予防接種

【対象者】 次のすべてに該当する妊婦

- ・接種日に、南越前町に住所がある。
- ・接種日より前に、町に妊娠届出書を提出している。

※接種日において妊娠中の方が対象です。

【接種期間】 令和6年10月1日(火)～令和7年1月31日(金)

※医療機関の休診日にご注意ください。

※インフルエンザ予防接種は、主治医とよくご相談のうえ、接種をお願いします。

【接種回数】 1回

【助成額】 接種費用の全額 ※妊娠中に接種した費用が対象となります

【助成方法】 ①県内または県外の医療機関でインフルエンザ予防接種を受け、接種費用を一旦お支払いください。

②接種した医療機関で、領収書、診療明細書(インフルエンザ予防接種の費用が確認できるもの)または接種済証などの発行を受けください。

③南越前町妊婦インフルエンザ予防接種費用助成金(償還)申請書兼請求書(個別通知に同封)に、領収書、診療明細書または接種済証などのコピー、振込口座がわかるもの(通帳などのコピーを添付し、保健福祉課にご提出ください)。

④書類の確認後、指定口座へお振り込みします。

妊婦



## 高齢者インフルエンザ・高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種

65歳以上の方を対象に、インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症の予防接種にかかる費用の一部を助成します。令和6年度より、高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種は、高齢者インフルエンザ予防接種と同様の扱いとなりました。

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上の方
- ・60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより障害者手帳1級に該当する方、または同程度の障がいがある方(個別通知は行いませんので、接種を希望する方は保健福祉課までお問い合わせください)。

【接種回数】 両方とも1回接種可能です。

【接種場所】 県内の指定医療機関(詳細は、町ホームページをご確認ください)。

○南越前町内と越前市内においては、すべての医療機関で接種可能です。  
※事前に医療機関へご予約をお願いします。

※施設入所や入院などの理由により、指定医療機関以外での接種を希望する方は、接種前に申請書を保健福祉課へ提出する必要があります。

【持ち物】

- ◎高齢者インフルエンザ予防接種
- ・予診票兼接種券(水色)
- ・保険証
- ・自己負担金(2,000円)
- ◎高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種
- ・予診票兼接種券(クリーム色)
- ・保険証
- ・自己負担金(3,500円)

【問合せ】

保健福祉課 ☎0778-47-8007

### 【健康被害救済制度について】

極めてまれに、予防接種を受けた方に重い健康被害が生じることがあります。

予防接種法に基づく予防接種によって健康被害が生じた方を救済するため、予防接種法に基づく予防接種救済制度が設けられています。

申請に必要な手続きなどについては、保健福祉課にご相談ください。



町ホームページ

高齢者



## マイナンバーカード「出張申請受付」を行います

### 出張申請受付とは？

町職員が、ご自宅を訪問し、無料で顔写真撮影および申請手続きを行います。できあがったマイナンバーカードは、後日ご自宅へお届けしますので、役場へ出向く必要がありません。

### ●対象となる方

- ・南越前町に住民登録をしている方
- ・役場に来庁することが困難な方
- ・マイナンバーカードを初めて申請する方

### ●申請に必要なもの

- ①本人確認書類(Aの書類1点 または Bの書類2点)
  - A 運転免許証、身体障害者手帳、パスポート など
  - B 健康保険証、介護保険証、年金手帳 など
- ②個人番号通知カード ※紛失された場合は職員にお伝えください。

※申請から受取まで1か月程度かかります。 **ご希望の方はお気軽にご相談ください。**

■問合せ 町民税務課 ☎0778-47-8015

健康保険証と  
一体化される前  
にご確認ください!

